

令和8年2月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)	
地域名 (地域内農業集落名)	夢前町宮置 (中村・町村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月8日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内においては、農地を農地中間管理機構を通じて認定農業者などに貸出し、大区画化に向けた基盤整備事業を進めている。
 主な作物: 水稲、麦、大豆、いちご、野菜、果実

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲、麦、大豆、いちご、野菜、果実の栽培を主要作物とし、基盤整備事業にて農地が大区画化されるなどハード面の整備が進んでいるため、さらなる農作業の効率化を目指し、スマート農業の導入を図るなど、獣害対策、及び保全管理を含めた農作業の省力化に向けて取組を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地、及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業用の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の農地においては、概ね担い手へ集積・集約は進んでいる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内における80%以上の農地が中間管理機構を通じた貸借を行っている。規模縮小や離農の意向がある場合は同意が得られる範囲で、担い手の経営意向を踏まえつつ農地中間管理機構へ貸付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業での農地の大区画化完了を踏まえ、スマート農業などに取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来的に、新規就農者を確保し、育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
タマネギ、ジャガイモ等の収穫作業をJA兵庫西と行っている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	✓	⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①獣害用電柵などの管理、整備、補修に関しては今後も継続していく。
- ③自動操舵機能付きトラクター、農業用ドローン等を導入済み。自動田植機の導入を予定する。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、集落内の農地の保全・管理を共同で行う。
- ⑨近隣の牧場で生産された堆肥を利用し、有機農業や減農薬・減肥料に取り組んでいく。